七　その他参考となるべき事項を記載した書面

第二百十三条に次の一号を加える。

四　登録申請者が保険募集再委託者の再委託を受けるときは、当該再委託に係る所属保険会社等及び当該保険募集再委託者の商号又は名称

第二百十五条の三中「定める委託」の下に「又は再委託」を、「行われる委託」の下に「又は再委託」を加え、「期限付委託」を「期限付委託等」に改め、「からの委託」の下に「又は再委託」を加える。

第二百十六条第一項に次の一号を加える。

四　特定保険募集人が保険募集再委託者の再委託を受けるときは、当該保険募集再委託者の商号又は名称

第二百十六条第二項中「の委託」の下に「又は保険募集再委託者の再委託」を、「当該委託」の下に「又は再委託」を加える。

第二百二十七条の二を次のように改める。

（顧客に対する説明）

第二百二十七条の二　法第二百九十四条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　保険募集人の商号、名称又は氏名

二　保険募集人が保険募集再委託者の再委託を受けるときは、当該保険募集再委託者の商号又は名称

第二百四十六条第一項第十七号の十四の次に次の一号を加える。

十七の十五　法第二百七十五条第三項の規定による保険募集の再委託に係る認可　六十日

別紙様式第十七号の登録申請書（生命保険募集人）中

事務所の所在地	
所属代理店の商号等	

を

事務所の所在地	
所属代理店の商号等	
保険募集再委託者の商号又は名称	
当該再委託に係る所属保険会社等の商号又は名称	

に改める。

別紙様式第十七号の登録申請書（損害保険代理店）中

所属保険会社等の商号、名称又は氏名	

を

所属保険会社等の商号、名称又は氏名	
保険募集再委託者の商号又は名称	
当該再委託に係る所属保険会社等の商号又は名称	

に改める。

別紙様式第十七号の登録申請書（少額短期保険募集人）中

本店又は主たる事務所の所在地	
所属代理店の商号等	

を

本店又は主たる事務所の所在地	
所属代理店の商号等	
保険募集再委託者の商号又は名称	
当該再委託に係る所属保険会社等の商号又は名称	

に改める。

（保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第二条　保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条中「同項第十四号」を「同項第十九号」に改め、「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び」を削り、「同項第十三号」を「同項第十八号」に改める。